

作業場其ノ他争議ノ關係場所ニ立入り作業若ハ設備ヲ視察
シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要
スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前ニ條ノ場合ニ知得
タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ノ場合ニ於テハ調
停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ労働爭議解決スルニ至ラザリトキハ調
停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ
關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘ
シ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定レ
タル委員全負カ豫メ及對ノ意見ヲ表示シタルトキハ此ノ限
リニ在ラス

第十八條 委員及第十ニ條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ費用ノ辦償ヲ受クル事ヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲グル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ
第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關
係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團
體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ
終了ニ至ル迄之ニ場クル目的ヲ以テ爭議ニ關係アル使用者
又ハ労働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ作業ヲ
中止シ雇傭關係ヲ破毀シ又ハ労働繼續ノ申込ヲ拒絶
セシムルコト

二 労働者ノ集團ヲシテ労働爭議ニ關シ労務ヲ中止シ作
業ノ進行ヲ阻害シ雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ
申込ヲ拒絶セシムルコト